

名古屋市予防専門型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領の一部を改正する

名古屋市予防専門型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章 総 則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の63の6第1号イの規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(以下「第1号事業」という。)のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護にかかる事業者によって実施されるサービス(以下「予防専門型訪問サービス」という。)にかかる人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 予防専門型訪問サービス指定事業者 市が指定した予防専門型訪問サービスを提供する事業者をいう。</p> <p>(2) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(3) 予防専門型訪問サービス基準額 利用料の算定について、別に定める予防専門型訪問サービス基準の例により算定した費用額(当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)</p> <p>(4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者(以下「指定事業者」という。)に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。</p> <p>(5) 介護予防支援事業者等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。</p> <p>(6) 要支援認定等 法第32条第1項に定める要支援認定及び省令第140条の62</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の63の6第1号イの規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(以下「第1号事業」という。)のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護にかかる事業者によって実施されるサービス(以下「予防専門型訪問サービス」という。)にかかる人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 予防専門型訪問サービス指定事業者 市が指定した予防専門型訪問サービスを提供する事業者をいう。</p> <p>(2) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(3) 予防専門型訪問サービス基準額 利用料の算定について、別に定める予防専門型訪問サービス基準の例により算定した費用額(当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)</p> <p>(4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者(以下「指定事業者」という。)に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。</p> <p>(5) 介護予防支援事業者等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。</p> <p>(6) 要支援認定等 法第32条第1項に定める要支援認定及び省令第140条の62</p>

の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。

(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(8) 常勤 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。

(一般原則)

第3条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、法人であるものとし、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。

(1) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(2) 労働に関する法律の規定であって政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(3) 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。)について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者。

(4) 法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者。

(5) 法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者が、

の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。

(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(8) 常勤 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。

(一般原則)

第3条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、法人であるものとし、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。

(1) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(2) 労働に関する法律の規定であって政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(3) 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。)について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者。

(4) 法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者。

(5) 法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者が、

法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない者。

- (6) 法第 115 条の 45 の 9 による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定要綱第 5 条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者。
- (7) 法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から法第 70 条第 2 項第 7 号の 2 に規定する聴聞決定予定日(この場合において、第 77 条第 1 項とあるのは、第 115 条の 45 の 9 と読み替えるものとする。)までの間に指定要綱第 5 条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者。
- (8) 申請前 5 年以内に法第 23 条に定める居宅サービス等及び第 1 号事業等に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- (9) 法人の役員等(法第 70 条第 2 項第 6 号に規定するもの。以下この項において同じ。)のうちに第 1 号から第 4 号まで又は第 6 号から前号までのいずれかに該当する者(該当する者が法人である場合においてはその役員等(ただし、第 4 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に役員等であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者を含み、第 6 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に役員等であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者を含む。)であった者を含み、該当するものが法人でない事業所である場合においては、当該事業所の管理者(ただし、第 4 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に管理者であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者を含み、第 6 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者を含む。)であった者を含む。)
- (10) 法人の役員等のうちに**拘禁刑**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスを提供するにあたっては、介護保険法第 108 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない者。

- (6) 法第 115 条の 45 の 9 による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定要綱第 5 条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者。
- (7) 法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から法第 70 条第 2 項第 7 号の 2 に規定する聴聞決定予定日(この場合において、第 77 条第 1 項とあるのは、第 115 条の 45 の 9 と読み替えるものとする。)までの間に指定要綱第 5 条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者。
- (8) 申請前 5 年以内に法第 23 条に定める居宅サービス等及び第 1 号事業等に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- (9) 法人の役員等(法第 70 条第 2 項第 6 号に規定するもの。以下この項において同じ。)のうちに第 1 号から第 4 号まで又は第 6 号から前号までのいずれかに該当する者(該当する者が法人である場合においてはその役員等(ただし、第 4 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に役員等であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者を含み、第 6 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に役員等であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者を含む。)であった者を含み、該当するものが法人でない事業所である場合においては、当該事業所の管理者(ただし、第 4 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に管理者であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者を含み、第 6 号においては行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から前 60 日以内に管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者を含む。)であった者を含む。)
- (10) 法人の役員等のうちに**禁錮**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- 4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスを提供するにあたっては、介護保険法第 108 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

## 第2章 予防専門型訪問サービス

### 第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 予防専門型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 予防専門型訪問サービス指定事業者が予防専門型訪問サービスを行う事業所(以下「指定事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(予防専門型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(予防専門型訪問サービス指定事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、予防専門型訪問サービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における予防専門型訪問サービス又は指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら予防専門型訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供に支障がない場合

## 第2章 予防専門型訪問サービス

### 第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 予防専門型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 予防専門型訪問サービス指定事業者が予防専門型訪問サービスを行う事業所(以下「指定事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(予防専門型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(予防専門型訪問サービス指定事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、予防専門型訪問サービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における予防専門型訪問サービス又は指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら予防専門型訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供に支障がない場合

は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、指定事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 予防専門型訪問サービス指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、その指定事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理に支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 指定事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、予防専門型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、指定事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 予防専門型訪問サービス指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、その指定事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理に支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 指定事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、予防専門型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の予防専門型訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、予防専門型訪問サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の利用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第44条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法。

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 予防専門型訪問サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の予防専門型訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、予防専門型訪問サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の利用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第44条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法。

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 予防専門型訪問サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する

重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち予防専門型訪問サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た予防専門型訪問サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、正当な理由なく予防専門型訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、当該指定事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に予防専門型訪問サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な予防専門型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の予防専門型訪問サービス等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者から予防専門型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格並びに要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、予防専門型訪問サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定

重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち予防専門型訪問サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た予防専門型訪問サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、正当な理由なく予防専門型訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、当該指定事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に予防専門型訪問サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な予防専門型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の予防専門型訪問サービス等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者から予防専門型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格並びに要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、予防専門型訪問サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定

等の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 13 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第 30 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第 14 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第 15 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った予防専門型訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書の変更の援助)

第 16 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

等の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 13 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第 30 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第 14 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第 15 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った予防専門型訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書の変更の援助)

第 16 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 17 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 18 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスを提供した際には、当該予防専門型訪問サービスの提供日及び内容、当該予防専門型訪問サービスについて法第 53 条第 4 項及び法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画書又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的な予防専門型訪問サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 19 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する予防専門型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該予防専門型訪問サービスに係る予防専門型訪問サービス費用基準額から当該予防専門型訪問サービス指定事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防専門型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、予防専門型訪問サービスに係る予防専門型訪問サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において予防専門型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、前項の費用の額に係る予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該予防専門型訪問サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 17 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 18 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスを提供した際には、当該予防専門型訪問サービスの提供日及び内容、当該予防専門型訪問サービスについて法第 53 条第 4 項及び法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画書又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的な予防専門型訪問サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 19 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する予防専門型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該予防専門型訪問サービスに係る予防専門型訪問サービス費用基準額から当該予防専門型訪問サービス指定事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防専門型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、予防専門型訪問サービスに係る予防専門型訪問サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において予防専門型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、前項の費用の額に係る予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該予防専門型訪問サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第 20 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防専門型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した予防専門型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 21 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第 22 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに予防専門型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 23 条 訪問介護員等は、現に予防専門型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 24 条 指定事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 予防専門型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
  - (2) 利用者の状態の変化や予防専門型訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (2)の 2 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、予防専門型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(サービス提供証明書の交付)

第 20 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防専門型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した予防専門型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 21 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第 22 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに予防専門型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 23 条 訪問介護員等は、現に予防専門型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 24 条 指定事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 予防専門型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
  - (2) 利用者の状態の変化や予防専門型訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (2)の 2 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、予防専門型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他予防専門型訪問サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第 25 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 予防専門型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第 26 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第 27 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者に対し適切な予防専門型訪問サービスを提供できるよう、指定事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の訪問介護員等によって予防専門型訪問サービスを提供しなければならない。
- 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、

- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他予防専門型訪問サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第 25 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 予防専門型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第 26 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第 27 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者に対し適切な予防専門型訪問サービスを提供できるよう、指定事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の訪問介護員等によって予防専門型訪問サービスを提供しなければならない。
- 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、

その研修の機会を確保しなければならない。

- 4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、適切な予防専門型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 27 条の 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 28 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第 29 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、第 25 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申

その研修の機会を確保しなければならない。

- 4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、適切な予防専門型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 27 条の 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 28 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第 29 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、第 25 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申

込者の予防専門型訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（秘密保持等）

- 第 30 条 指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、当該指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

- 第 31 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止）

- 第 32 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者による予防専門型訪問サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

- 第 33 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、提供した予防専門型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、提供した予防専門型訪問サービスに関し、法第 115 条の 7 第 1 項及び法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調

込者の予防専門型訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（秘密保持等）

- 第 30 条 指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、当該指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

- 第 31 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止）

- 第 32 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者による予防専門型訪問サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

- 第 33 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、提供した予防専門型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、提供した予防専門型訪問サービスに関し、法第 115 条の 7 第 1 項及び法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調

査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 予防専門型訪問サービス指定事業者は、提供した予防専門型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 予防専門型訪問サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第 33 条の 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等(指定介護予防支援等基準第 2 条第 1 項に規定する担当職員及び同条第 2 項の介護支援専門員をいう。)又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域との連携等)

- 第 34 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した予防専門型訪問サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 2 予防専門型訪問サービス事業者は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 35 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等々に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 予防専門型訪問サービス指定事業者は、提供した予防専門型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 予防専門型訪問サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第 33 条の 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等(指定介護予防支援等基準第 2 条第 1 項に規定する担当職員及び同条第 2 項の介護支援専門員をいう。)又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域との連携等)

- 第 34 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した予防専門型訪問サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 2 予防専門型訪問サービス事業者は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 35 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等々に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第 35 条の 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定事業者において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第 36 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、予防専門型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 37 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間(第 2 号に掲げる記録については 5 年間)保存しなければならない。

- (1) 予防専門型訪問サービス計画
- (2) 第 18 条第 2 項の規定による提供した具体的な予防専門型訪問サービスの内容等の記録
- (3) 第 40 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 22 条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第 33 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第 35 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第 35 条の 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定事業者において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第 36 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、予防専門型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 37 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間(第 2 号に掲げる記録については 5 年間)保存しなければならない。

- (1) 予防専門型訪問サービス計画
- (2) 第 18 条第 2 項の規定による提供した具体的な予防専門型訪問サービスの内容等の記録
- (3) 第 40 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 22 条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第 33 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第 35 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団の排除)

第 38 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(予防専門型訪問サービスの基本取扱方針)

第 39 条 予防専門型訪問サービスは、利用者の介護予防(法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、自らその提供する予防専門型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して予防専門型訪問サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による予防専門型訪問サービスの提供に努めなければならない。
- 5 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(予防専門型訪問サービスの具体的取扱方針)

第 40 条 訪問介護員等の行う予防専門型訪問サービスの方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、予防専門型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な予防専門型訪問サービスの内容、予防専門型訪問サービスの提供を行う期間等を記載した予防専門型訪問サービス計画を作成するものとする。

(暴力団の排除)

第 38 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(予防専門型訪問サービスの基本取扱方針)

第 39 条 予防専門型訪問サービスは、利用者の介護予防(法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、自らその提供する予防専門型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して予防専門型訪問サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による予防専門型訪問サービスの提供に努めなければならない。
- 5 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(予防専門型訪問サービスの具体的取扱方針)

第 40 条 訪問介護員等の行う予防専門型訪問サービスの方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、予防専門型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な予防専門型訪問サービスの内容、予防専門型訪問サービスの提供を行う期間等を記載した予防専門型訪問サービス計画を作成するものとする。

- (3) 予防専門型訪問サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、予防専門型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、予防専門型訪問サービス計画を作成した際には、当該予防専門型訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、予防専門型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、予防専門型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防専門型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該予防専門型訪問サービス計画に記載した予防専門型訪問サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防専門型訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防専門型訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する予防専門型訪問サービス計画の変更について準用する。

(予防専門型訪問サービスの提供に当たっての留意点)

- (3) 予防専門型訪問サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、予防専門型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、予防専門型訪問サービス計画を作成した際には、当該予防専門型訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、予防専門型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、予防専門型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防専門型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該予防専門型訪問サービス計画に記載した予防専門型訪問サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防専門型訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防専門型訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する予防専門型訪問サービス計画の変更について準用する。

(予防専門型訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第 41 条 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第 30 条第 7 号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、予防専門型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な予防専門型訪問サービスの提供に努めること。
- (2) 予防専門型訪問サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

## 第 6 節 共生型サービスに関する基準

(共生型予防専門型訪問サービスの基準)

第 42 条 予防専門型訪問サービスに係る共生型サービス(以下この条及び次条において「共生型予防専門型訪問サービス」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護をいう。第 1 号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第 1 号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準第四条第一項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型予防専門型訪問サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型予防専門型訪問サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第 41 条 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第 30 条第 7 号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、予防専門型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な予防専門型訪問サービスの提供に努めること。
- (2) 予防専門型訪問サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

## 第 6 節 共生型サービスに関する基準

(共生型予防専門型訪問サービスの基準)

第 42 条 予防専門型訪問サービスに係る共生型サービス(以下この条及び次条において「共生型予防専門型訪問サービス」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護をいう。第 1 号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第 1 号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準第四条第一項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型予防専門型訪問サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型予防専門型訪問サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 43 条 第 4 条、第 5 条(第 1 項を除く。)、第 6 条、第 4 節及び前節並びに次節の規定は、共生型予防専門型訪問サービスの事業について準用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「利用者( )とあるのは「利用者(共生型予防専門型訪問サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護( )とあるのは「共生型訪問介護( )と、「指定訪問介護を」とあるのは「共生型訪問介護を」と、「指定居宅サービス等基準第 4 条」とあるのは「指定居宅サービス等基準第 39 条の 2」と、「予防専門型訪問サービス又は指定訪問介護」とあるのは「共生型予防専門型訪問サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は共生型訪問介護」と読み替えるものとする。

## 第 7 節 雑則

(電磁的記録等)

第 44 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されている又は想定されるもの(第 11 条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法其他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条第 3 項第 2 号の 2 及び第 31 条の 2 は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 27 条の 2、第 28 条第 3 項及び第 35 条の 2 の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努め

(準用)

第 43 条 第 4 条、第 5 条(第 1 項を除く。)、第 6 条、第 4 節及び前節並びに次節の規定は、共生型予防専門型訪問サービスの事業について準用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「利用者( )とあるのは「利用者(共生型予防専門型訪問サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護( )とあるのは「共生型訪問介護( )と、「指定訪問介護を」とあるのは「共生型訪問介護を」と、「指定居宅サービス等基準第 4 条」とあるのは「指定居宅サービス等基準第 39 条の 2」と、「予防専門型訪問サービス又は指定訪問介護」とあるのは「共生型予防専門型訪問サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は共生型訪問介護」と読み替えるものとする。

## 第 7 節 雑則

(電磁的記録等)

第 44 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されている又は想定されるもの(第 11 条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法其他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条第 3 項第 2 号の 2 及び第 31 条の 2 は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 27 条の 2、第 28 条第 3 項及び第 35 条の 2 の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努め

<p>なければ」とする。 附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の名古屋市予防専門型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領（以下「新要領」という。）の施行の日から令和7年3月31日までの間、新要領第29条第3項の規定については適用しない。</p>	<p>なければ」とする。 附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の名古屋市予防専門型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領（以下「新要領」という。）の施行の日から令和7年3月31日までの間、新要領第29条第3項の規定については適用しない。</p>
--	--

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。